

定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に関する条例（平成27年三好市条例第6号）第9条の規定に基づく令和4年度に認定を受けた職員の数及び当該認定に係る募集実施要項を次のとおり公表する。

令和5年4月4日

三好市長 高井 美穂

認定を受けた職員の数

2人（令和5年3月31日退職）

募集実施要項（令和3年12月24日）別紙

早期退職に係る募集実施要項

2021年12月24日

三好市長 高井 美穂
三好市議会議長 多田 敬
三好市教育委員会
三好市代表監査委員 平田健一
三好市農業委員会

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、三好市定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に関する条例（平成27年三好市条例第6号）第2条第1号の規定により次のとおり早期退職者の募集を行う。

1 募集の対象

三好市に勤務する職員（医師を除く。）のうち、2023年3月31日現在で「45歳から59歳まで」の者（注1：応募することができない職員）

2 募集する人数

若干名

3 募集の期間（応募受付期間）

2022年1月4日（火）午前8時30分から

2022年5月27日（金）午後5時15分まで

※ 都合により募集の期間を延長するときは予めその旨周知する。

4 退職すべき期日

2023年3月31日（金）

※ 認定後に生じた事情により職員が退職すべき期日に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合において、その旨及びその理由を明示し、職員に同意を得た上で、必要な限度で当該退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5 応募の手続き

① 応募をしようとする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書（様式第1号）」に必要事項を記入の上、募集の期間内に、手渡し等の方法により、次の任命権者の区分に応じ提出する。

- ア 三好市長 総務部秘書人事課長
- イ 三好市議会議長 議会事務局長
- ウ 三好市教育委員会 教育委員会教育次長
- エ 三好市監査委員 監査委員事務局長
- オ 三好市農業委員会 農業委員会事務局長

② 市長以外の任命権者は、受け付けた応募申請書を市長（秘書人事課長）に送致する。

③ 選定は、市長がそれぞれの任命権者の意向を確認し行う。

④ 選定後、認定又は不認定の通知書を市長から交付する。

※ 2022年6月30日（木）までに通知する予定

※ 不認定になる場合は（注2）のとおり

⑤ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書（様式第2号）」を手渡し等の方法により、それぞれの任命権者（①の提出先）に提出する。市長以外の任命権者は、受け付けた応募取下げ申請書を市長（秘書人事課長）に送致する。

6 特例措置

勤続期間が20年以上の者に限り、退職時の給料月額に定年条例に定められた年齢と退職時の年齢との差1年につき3%（定年年齢と退職日における年齢との差が1年の場合は2%）の加算を行う。

ただし、定年に達する日から6月前までに退職したものでない場合は加算がない。

（例：定年が60歳、年齢59歳で2023年3月31日に退職した場合、2022年10月1日以降に60歳に到達する場合（誕生日が1963年10月2日以後の者）は2%の加算があるが、9月30日までに60歳に到達する場合（誕生日が1963年10月1日までの者）は、加算がない。）

【計算例】 退職時の給料、行政職給料表5-70（386,000円）の職員が、定年より2年早く辞める場合、 $3\% \times 2年 = 6\%$ で、 $386,000 \times 0.06 = 23,160$ 円の割増となり、退職金算定給料月額は、 $386,000 + 23,160 = 409,160$ 円となる。この額に支給率を乗じた額が退職手当の基本額となる。

7 本件に関する相談先

総務部秘書人事課 担当 高井、大弥

電話：72-7624

(注1)

次の①から④までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- ① 非常勤職員（会計年度任用職員）
- ② 臨時的任用職員、法令・条令等により任期を定めて任用される職員
- ③ 2023年3月31日までに定年に達する職員
- ④ 2022年1月4日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、戒告及び故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）を受けている者又は2022年1月4日から2022年5月27日まで（募集の期間内）に懲戒処分（戒告を含む。故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けた者

(注2)

応募者が次の①から④までのいずれかに該当する場合には、不承認となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する住民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合